

第10回 北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討会 逐語録

日 時 : 令和7年2月16日(日) 14時00分~16時00分
場 所 : 日野市クリーンセンター プラスチック類資源化施設 2階多目的室
参加者 : 検討会委員 13名、事務局 6名 合計 19名
配布資料: ①【資料】次第
②【資料】席次表
③【資料】第10回検討会資料(パワーポイント)
④【資料】第9回検討会 要点録
⑤【資料】市長への提言書一式

【議題】

1. 開会
 - (1) 本日の検討会について
 - (2) 前回のおさらい
 - (3) 前回検討会以降の取り組み
2. 検討委員の意見交換会について
3. 市長への提言について
4. 閉会

1. 開会、本日の検討会について

事務局 定刻になりましたので、ただいまから第10回日野市北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討会を開催いたします。本日はお忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます環境共生部主幹の川鍋でございます。よろしくお願いたします。まず会を始める前に、お願いがございます。本日は、オンライン配信と、後日動画を公開するため、動画の撮影や録音をしておりますので、ご了承いただければと思います。また、ご発言の際はマスクを外した上でマイクをお使いいただき、まずお名前を言ってからご意見ご質問をいただければと思います。ご協力をお願いいたします。

始める前に、机上に配付させていただいた資料の確認をいたします。まず本日の次第、席次表、説明用のスライドの写し、前回第9回の要点録、市長への提言書、以上5種類となります。過不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではこれから先の進行は伊藤会長にお願いしたいと思います。伊藤会長、よろしくお願いたします。

伊藤会長 こんにちは。それでは次第に沿って進めたいと思います。次第 1(1)本日の検討会についてです。今回は今までの議論や委員での意見交換を踏まえ、市長へ

の提言内容を今回確定したいと思っておりますのでよろしくお願いします。
まず次第1(2)前回のおさらい、(3)前回検討会以降の取り組み、次第2 検討委員の意見交換会について、事務局から説明をお願いいたします。

1. 前回のおさらい、前回検討会以降の取り組み

2. 検討委員の意見交換会について

事務局 はい、では事務局よりご説明いたします。第10回検討会の流れについてですが、お手元に検討会資料がございますか。右下に青字で小さく数字が打ってありましてそこにページがございます。進めながらスライドと合わせて進めますが、お手元を見る方は右下のページでご覧ください。まず今3ページが、本日の検討会についてということで流れでございます。まず、1(2)ですね。前回のおさらい、前回は11月23日去年の少し時間が空いて、(3)で、その2ヶ月強の間ですね前回検討会以降のこの検討会での取り組みについてのご報告事項、それから、大きな2番が、検討委員の意見交換会についてということで、今回の提言を、ご報告の内容に至った経緯等々のご説明が2番です。3番が市長への提言についてということでその提言の内容については、実際に委員の言葉でご説明いただく予定でございます。では、前段の前回のおさらいからご説明いたします。4ページ、お手元4ページでございます。前回の検討会での内容ですけれども、大きく二つ議題がございました。都市計画変更の手続きについて報告し、手続きを進めることについてご了承いただいたところです。で、昨年12月から手続きが進んでおりまして、搬入路の南北部分を都市計画公園から外すということと、新たにその欠損する減少分を補填する都市計画変更を進めてまいりますということでご報告申し上げました。もうひとつが、解消策の選定についてということで、主な意見は、北川原公園を今後どのように作っていくのかの議論が必要ということと、これまでの検討会での意見は載せるべきということで、解消策をひとつの案で絞るのか、二案併記で行うのかと言った結論は、前回は至らなかったということになりまして、それを受けて、検討会、その後に振り返りを毎回やっているわけですが、その振り返り等々で結論が見いだせず、都内の公園視察とか委員の事前の意見交換をやりましょうということでご提案をいただいて、これを経て、今日の第10回検討会までに実施しながら、意見をすり合わせましょうということで終わったところでした。続きまして、前回の11月の第9回検討会以降のこの検討会の取り組みについてのご報告が5ページでございます。都市計画変更の手続き開始について、手続き始まったということで実際11月、都市計画審議会に報告事項としてご説明をしたのが11月。で12月で都市計画変更原案の公告と縦覧を実施しました。あの手続きが進んでいます。もうひとつ、万願寺グラウンド跡地、東側について、今年の1月ですね、周辺地域との懇談会を開催していま

す。これら都市計画変更を進める手続きが進んでいるということのご報告でございます。一方で検討委員の取り組みとしましては、去年の12月18日、検討会委員の有志による現地視察を行いまして、水元公園、中川公園いずれも都内です、の現地視察を行って、今後の北川原公園の将来について考える機会としたというのが一点。それから、1月の12日、検討会委員の意見交換会を、これは非公開でしたが開催しまして、今日の10回に向けての意見のすり合わせ、議論を進めたといったことです。ここで、周辺自治会代表から日野市長宛に要望書が提出されたと12月25日付で、現状の南北搬入路の残地活用を要望するという意見書が出されたということの報告を事務局からしています。で、今までの検討会の内容と、周辺地域との意見交換会、市民会議、いろいろやってまいりまして、搬入ルート変更、社会実験の結果等も踏まえてですね、市長への最終報告の方向性、内容がまとまってきたので、今日ご報告申し上げて、本日の検討会で決定したいといったことです。

次が主題の大きな2番に入ります。6ページ以降になりますが、今日の第10回の検討委員の検討委員会に向けて、意見交換したわけですけどこの提言に向けての考え方、経緯についてご説明をします。まず最終報告についてといったことで、経緯とか考え方です。大きな意見としては二つございまして、この検討会は、公園作りの基盤を作る役割があると思うということで、この検討会を設置した、された目的を再確認改めてするべきではないかということ、それから、検討会でこれまで長く議論してきたこと、考えてきたことを伝えた、あるいは残した方がいいだろうと。最終報告に至るまでの検討会の議論や背景を記載するべきではないかといったご意見がありました。こういったことを踏まえて、議論した内容ですけれども、検討会の設置目的には、以下の内容が記載されているため、歴史的背景を踏まえて、目指すべき公園整備に向けた方向は示すべきだろうと。これは前々から語られてきたというか共有してきた内容ですけれども少し大事なので読みますと括弧書きのところです。北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と、公園外へのごみ搬入路の設置、自然豊かな周辺環境の実現が求められていることを踏まえて、技術的、財政的な問題も含めて、あらゆる方策を検討し、最適な解決策を導くという、こういった役割をまた、皆さんで共有しながら議論をしたということです。それから2点目が多摩川および浅川に囲まれた豊かな環境を生かした公園整備、環境作りが必要であることを記載すべきだろうと。で、最後の一点です。最終の報告書、提言書と呼んでいますが、に全部「はじめに」というかですね総括的な一文を設けて、解消策を選定した理由とか、評価の基準、周辺環境改善の提案についての思いを記載したいといったご意見が出てまとめています。次が7ページ、参ります。そういった考え方とか、議論に基づいて、今回の提言の方向性を次のようにまとめて書面に整理をしたといったこ

とで、ポイントだけご説明をいたします。で、大きく三つあって、一番大事なのが解消策をとにかく詰めようといったことの議論の中では、検討会としては、公園南側部分も含めた公園全体の活用ができるよう取り組むために、①案とずっと呼んできましたけど、①搬入路の北側への集約立体感を提案すると、方向付けました。ただし、ずっと並行で議論が進んでいた②の現状の南北搬入路の残地活用案、これと合わせて一案に絞り込むと、全会一致まで至らなかったために、この②案を推奨する立場の検討会委員の意見を別紙に記載するというにしました。なので、①案で報告、提案をするんだけど、②案の立場の方の意見書は付くといった形です。解消策案をひとつに絞るということは、容易ではなかった簡単ではなかったことと、検討会としてひとつの方向性を示す責務、これも果たすべきだろうと、大切だろうということ判断して、最終報告では、①案②案の併記にはしないと、行わなかったことを記載したいということ。それから、いずれの案にしても、北側に絞るとか集約をするということによってですね、ルートの変更が伴う場合、その課題としては、20号バイパスから地域への影響が少なからずあるということ認めて、社会実験を早期に実施し、周辺住民の方々の納得を得ながら、事業を前に進めていく必要があるということは記載しようということになりました。続いて周辺環境についてです。北川原公園全体の公園構想について、早期実現の必要性を記載すること。それから二つ目、具体的な講演や周辺の改善に向けた取り組みは、次の会議体を設ける等、継続した取り組みを要望するということです。最後のごみ処理、大きな項目の三つ目です。三市、日野市と国分寺市と小金井市ですね、この三市共同化処理の覚書の実現に向けて道筋を作るように要望する。それから二点目が検討会内でも、周辺環境改善の提案と合わせて不燃ごみや資源ごみの搬入ルートを検討することが重要であると認識している旨を記載することと、そういったことでこういうポイントを押さえた提言書にしましょうということ整理がついたところです。で、ここまでの意見交換会、検討委員会の中でのまとめ事項として、これを受けて、市長への提言書というものを作っているんで、この市長への提言書自体については、3番で委員会自体からご説明いただくということにいたします。

伊藤会長 提案書まだ読んでいないんですけども、それを作る前提となるいろんな条件が今、報告されましたが何かご意見ご質問が、委員の方からありますでしょうか。よろしいですか。それでは市長への提言内容の基本的な考え方ということについてはこれを皆さんにご了承いただけるということでもよろしいでしょうか。

地元 了承はしないんですけど、ずっと①案②案で検討してた結果をですね、ひとつにまとめちゃった。それも私たちが全然知らないところでまとめてしまった、そこら辺について説明いただけませんか。

伊藤会長 はい。今、報告にありましたように委員全体の中で①案にするというふうにはまとまりませんでした。で、ただし、併記をするのではなくてこの委員会の責任として提言書としてはまあ何らかのひとつの考え方を示す必要があるのではないかという。これは委員全員の了承を得ています。ということがありまして、えっと、併記という形ではありませんが①案には同意できないという方の意見は、意見は併記するというので今日の報告書を決定したいということになります。

えっと、よろしいでしょうか。

地元 それとですね、あ、新石自治会の川久保です。それでですね、その中で賛成の意見と反対の意見があったということで、まああの弁護団っていうんですか。その人たちはまとまって、ひとつに絞ったんですけど、それぞれ公募で選んだ4名の方は3名までが、本来、②案、両方併記すべきだという意見だったにもかかわらず、最終的にその原告団が、なぜ、なぜ、理由ですね。なぜなんだと、私達自治会が全部反対しているのに、あえて争闘するということがわかっているのに、なぜ選んだのか、そこら辺説明願えますか。原告団の人にお願いたいですけどね。

中谷副会長 あ、原告団というか検討委員の一人としてね、ひとつにまとめる必要については、先ほど報告ありましたけれど、検討委員会の設置要領そのものがですね、北川原公園の都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と公園内のごみ搬入路の設置、自然豊かな周辺環境の実現を求められていることも踏まえ、技術的財政的な問題も含めてあらゆる方策を決定し、最適な解決案を導くというふうな、こういうふうな設置要領に基づいてやはり一年以上討論してきたわけですから、一定の方向性を出さないと。後は市長が判断してくださいと。もちろん市長に判断を求めるわけですけど、どちらを選ぶんですかっていう、そういうふうな提起よりも、全体としての議論の到達点を明らかにするという方が適しているのではないかとそういうふうと考えて、考えました。それは原告団をまとめてってということじゃなくて検討委員の一人、私も原告団の一人として参加させてもらいましたけれど、そういうことで、こういう投げ方をしていただいたということです。中身については、提言の中身でも中でも、そのことの意味については、うたわれておりますのでね、簡単にひとつにまとまったっていうそういう案ではありませんので、その中身をぜひ提起していただければというふうに思っています。

地元 あともうひとつですね、地元の方はですね、要望書のときにですね、新石自治会、それから、万願寺自治会、そして下田自治会と三つの自治会長がですね、市長に要望書を送ってあります。それについても先ほど報告があったということなんで、要するにひとつの、ひとつ①案に絞っちゃうと、私達が要望している②案ですね、②案の方はまるっきりあまり触れてないで、①案に絞ってし

まったと。これも原告団のせいじゃないかと私は思っちゃっているんですよ。思ったのが妥当かどうかわからないけど、そういう最初からの趣旨があったんじゃないかと。思えてならないというのは、私達自治会、要するにこの近辺に住んでいる住民にとってはですね、これが本当にひとつの案に絞られて、市長に提言されて、それがその通り決まっちゃったときにはですね、私達はこういう態度をとってですね、なんていうか、結論を納得できるのかどうか、私は絶対に納得はできないと思うんですけどね。最初の、何て言いますか、趣旨は、趣旨から、地元で紛争が起こらないようにするとかありましたよね。そういうものかけちゃうんじゃないか、配慮に欠けちゃうんじゃないかと思うんですがそこら辺はいかがでしょうか。

伊藤会長 あ、①案に賛成をしないという意思表示をされた委員も何人かおられますが、提言書として併記をするということではなくて一案にまとめるということについては一応了承を得ているという認識です。ただし①案についてではなくて②案を支持する方はその意見を添付して、表明していただくと、こういう一応形を提言書は取っています。それとあとはですね、①案に追求されるべきだというふうには提言しておりますけれども、あくまでも地元の方の了解とかを得た、得た上でその①案を追求するということでもありますから、その地元の了解なしに①案を実施するというのを求めているわけではありません。

ということで、市民会議も出ていただいてご覧になっていただいてわかると思うんですけども、非常に判断がやはり難しい。どちらかに偏っているわけではなくて拮抗しているっていうのも現実でありまして、そういう点でですね、委員会は委員会なりの基準とでもって判断をしたということですので、原告団がどうかですね、そういうことで議論が進んだというふうには委員長としては思っておりません。

地元 新石自治会の土方です。この会の方針の中にも、新たな住民同士の意見対立、紛争を招かないという文言が含まれておりますが、我々住民にとっては、今後も生きていくうえ、またはその子孫に対してもこの問題というのは大きく関わっていくんですよ。原告団を中心としたこちらの委員会、終われば解散してあなた方の責任というのはなくなりますよね。我々というのはずっと責任というのを負っていくんです。責任っていうのはあなた方にはないんでしょうか。以上です。

伊藤会長 ちょっと僕の立場としてなかなか答えられないんですが、いや責任はないことはないと思うんですけども、ただこの住人でない私にどれだけの責任が取れるかというとまたそれは何かちょっと難しいですが、ここで決定をしているわけではなくて、ひとつの考え方をご提示をして、あくまでも決定は、市にさせていただくということですので、まだ決まったわけでは、ここで決まっ

たわけではないということがありますね。また、そういう意味ではより広い議論をしていただきながら、進めていただきたいという趣旨です。ですから、対立をなんか起こしているというか、対立を投げかけているつもりはなくてです。より広くこの地域の住民の方のためになる、大きな公園整備の可能性を追求していただきたいという趣旨の内容だというふうに理解しております。

地元

えーっと、責任っていうのは、最終的にそちらの委員が話し合ってひとつにまとめたっていうこと自体が、我々住民はいろいろとこちらでも意見言いましたし、市長に対しても要望を出しました。そういうことも加味して案を、意見書を出してもらいたいんですが、そういうことを完全に無視した形で責任放棄、我々から見れば、我々の意見を完全に無視して責任を放棄した、併記とかの案も必要じゃないかという意見を我々は出しているのを完全に無視した形で、あなた方。で終われば、もう責任ないですよ。人によってはもう、引越もしちゃえばいいんですし。あれは私よりも相当年上の方がいらっしゃいますので亡くなれば、うちの近所私よりも年下の方がこの間亡くなっておりましたので、私よりも私の方が先に死ぬかもしれませんが、そういう、はっきり言えば地元から考えれば、聞いてもよそ者っていうふうな言い方になってしまいます。そういう方が意見をひとつにして言って、市長に提言するというのが一番危ない考えじゃないでしょうか。以上です。

伊藤会長

報告書をこれから読んでまた聞いていただきたいんですが、完全に無視したとかそういうつもりは全くありません。で、えっと、あの場所あの地域の北川原公園自体の重要性というのが、かなりやっぱり日野市市民全体にとって大きな意味があるだろうというのがこの委員会の合意なんです。その可能性をどういう形で繋いでいくかは、また次の議論の場に繋げていただきたいというふうに提言しているわけで、なんていうんすかね。地域住民の意見を全く無視して、何かを決めたという提言書ではないつもりでおります。ですからそれは文章をまた聞いていただいた後で、ご意見いただければなと思っております。

地元

我々としては検討会自体が北川原公園だけに限って検討しているっていうことですが、我々としては今まで昭和四十年代から始まった処理場の問題、下水道の問題、処理場の問題とその辺から、もう我々っていうのはもう関わってきて、直近でもう国の施設もそうですし、可燃ごみ施設、全部我々地元がいろいろと言ってきて、それを市が無視して建てたり、時々こっちの意見を聞いてもらって、いろんなことをやってもらったりはしていますが、我々としてはそういう流れの、本当に一部としか考えられないことなんです。その中でもこういうふうに我々の意見、最終的にはいろいろ書かれているんですけど、最終的にはひとつにまとめているっていうこと自体が、完全に我々を無視したというふうに捉えられます。以上です。

- 地元 新石自治会長の枝窪と申します。えっとですね、ひとつ確認だけさせていただきたいんですけども、検討会の方向性として意見をひとつに絞ったと、最終的にはそういうことであって、ただ、②案が完全になかったことにされているわけではなくて、こういう意見もあってこれには反対の意見もいっぱいありましたということ、市長に提言されるということで間違いはないんですよね。
- 伊藤会長 えっとー、あくまでも地元の方の賛同なしにはできないという、そういう内容になっております。
- 地元 えっと、だから②案も含めた、②案っていうのももちろんありましたよということも、提言書を読めばわかるようになっていて、市長はそれを検討の材料にできるということでしょうか。
- 伊藤会長 ①案②案に限らず、もしかしたら暫定的に違う案を市が選ぶこともありうると思います。
- よろしいですか。報告書の文言の方でまた確認いただいた上でご意見いただければと思います。
- 3の市長への提言について入っていきたいと思いますが、市長の提言内容について私の方からご説明をしたいというふうに思います。

3. 市長への提言について

- 伊藤会長 ちょっと字が小さくてお手元の方、ご覧になっていただいた方がいいかもしれませんが、市長への提言について。まず、検討会の目的の部分ですけども、北川原公園ごみ搬入路の違法性解消に向けた検討会（以下検討会）は、令和5年10月に発足し、これまで10回にわたる検討会を開催し議論を重ねてきました。この違法性解消策の検討に当たっては、本検討会の設置要領第1条に基づき、北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と、公園外へのごみ搬入路の設置、自然豊かな周辺環境の実現が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めて、あらゆる方策を検討し、最適な解決策を導くとされています。
- 次に検討会での取り組みの部分ですが、検討会を運営する上で重要視したことは、情報公開と合意形成です。オンラインや録画の配信、逐語録、要点録の作成を徹底し、情報公開を推進するとともに、検討会に傍聴として参加いただいた周辺地域の方々にも自由に発言をしていただくなど、委員以外の声にも耳を傾けてまいりました。さらに一定の方向性が出た段階では、周辺住民との意見交換会（令和6年7月13日）や広報特集号での意見募集と、無作為抽出により参加者を募る市民会議（令和6年10月27日）を開催し、周辺地域も含めた全市的な合意形成にも取り組んできました。
- 次に検討会の責務に当たる部分ですが、まず初めに案をひとつに絞ることは

簡単ではなかったことをお伝えします。それは与条件の中で各委員の考え方や市民の全ての意見を満たす案の創出が極めて困難だったからです。委員の中からは、複数案を併記した最終提案、提言にしてはどうかという意見も出されました。しかし市から付託された本検討会の最適な解決策を導くという趣旨を踏まえ、検討会としてひとつの方向性を示す責務を果たすことが大切だと判断しました。

次に解消策案選定の評価の基準の部分ですが、違法性解消策の選定過程では、案の評価基準として何を重視するかという点に議論が収斂していきました。最終的に大勢を占めたのは子供の心身を育む場、コミュニティの絆を培う場、市民のシビックプライドを醸成する場としての北川原公園のポテンシャルを守ることの重要性でした。現状のごみ搬入路は、このような公園像の実現に多大な影響を与えるものです。この負の影響を極力小さくする案の選択が望ましいと検討会として考えました。

次は公園構想の早期実現の必要性の部分ですが、また同時に話し合われたのは、公園構想の早期実現の必要性についてです。下水処理施設の建設に当たって、同じ市民の間に、加害被害の格差を作らないために、緑豊かな公園処理場の計画とした日野市と市民との約束のもとに、北川原公園は計画決定されました。加えて、東京都の都市計画公園緑地の整備方針では、現在も北川原公園を今後10年間で優先的に整備すべき公園緑地に選定しています。しかしながら、計画の半分は未だ手付かずの状態が続いており、この先の予定も全く見えない状況です。検討会では実際に北川原公園や多摩川・浅川の地域を現地見学してこの地域の自然環境の価値やポテンシャルについて学び、理解を深め、市民会議では北川原公園を含めた周辺環境整備については多くのアイデアが出されるなど、今後の北川原公園作りへの期待がうかがえました。今回の案の選択に当たって当初に示された全体構想を追求する必要性を改めて示すことが公園の早期実現を各方面に促すきっかけになると考えました。

選定した解消策の部分ですが、以上の理由により、検討会としては、搬入路の北側への立体集約立体感を、違法性解消策として提言いたします。

それです、市民、市民および周辺住民の理解協力という部分ですが、搬入路の北側への集約立体化案は3市の可燃ごみ収集車搬入ルートの変更を必要とし、市民の理解と協力なくして前に進めることはできません。このため、市内交通への影響等確かめる社会実験を早期に実施するとともに、環境負荷を低減するために、ごみ収集車の低公害車化を3市の責任で徹底するなど、周辺住民等の納得を得つつ事業を前に進めていく必要があります。また同時に、約9.6ヘクタールの北川原公園が持つ価値を市民と広く共有する取り組みも求められます。石田大橋の高架下やきたがわら地区広場の公園化、さらには南側未利用地を、敷地の暫定利用や風景づくりについて、多様な市民アイデア

を募るなど、豊かな公園文化の創造に向けたビジョンづくりと、活動を並行して進めることが重要です。

次はですね、周辺環境改善策と、資源ごみ搬入ルート、3市覚書の実現という部分ですが、検討会では北川原公園内のごみ搬入路の違法性解消策に加え、不燃ごみ・プラスチック類等の資源ごみの搬入ルートや多摩川浅川沿いの河川敷も含めた周辺環境改善策を合わせて考えることが、緑豊かな地域環境の実現にとって重要であると話し合ってきました。限られた時間の中では方策のアイデアを出し合うところまでしかできませんでしたが、引き続き協議の場を設け、北川原公園と周辺環境改善の具体策の検討を着実に進めていただくよう市に求めます。加えて、国分寺市と、小金井市との覚書にある次期の可燃ごみ処理施設の設置場所についても、実現の道筋を確実に作るようお願いいたします。

多摩川・浅川の豊かな環境という部分になりますが、多摩川と浅川が合流するこの地域は、水と緑の都市を掲げる日野市にとって極めて象徴的な場所です。地元住民はもとより日野市の全市民からも愛着が持たれ、誇れる場となるよう、総合的な視点から質の高い環境づくりが進められることを切に願うものです。

より良い環境に繋がる取り組みということで、日野市におかれましては北川原公園の歴史的背景を踏まえ、また周辺地域に特段の配慮をしながらこの地域にとってより良い環境につながる取り組みを誠心誠意行っていただくよう強く望みます。

後ですね、別紙1というところに、公園構想実現ルート変更の課題への対応という部分ですが、北川原公園構想の実現につながる解消策であり、事業実施に向けて着実に取り組みを進めること。なお、日野市・国分寺市・小金井市の搬入ルートの変更が必要であり、実施にあたっては沿道を含む周辺住民の理解、協力は不可欠であり、あらかじめ社会実験を行うなど、慎重かつ丁寧に進めること。

次に別紙2ですけどその他の意見を挙げさせていただいております。周辺自治会代表からは公園内のごみの搬入路について現状維持を強く望む意見を受けており、これを受けて複数の委員は現状維持を推奨しています。ちょっと別紙の内容はまた委員の方から報告していただくことにして読みませんが、あと次の会議体等による継続した取り組み要望ということで別紙3の部分ですが、北川原公園の歴史的背景を踏まえると、同公園も含めたクリーンセンター周辺地域については、単にごみ搬入路の違法性解消にとどまることなく、多摩川・浅川沿いの自然環境を生かした水と緑の一体的な環境整備が必要であるとの結論に至った。このため、今後継続的に議論する場を新たに設け、クリーンセンター周辺地域の環境整備構想等としてまとめ、計画的に環境整備に取

り組むことということが、提言書の文章の全体になっています。

えっと一、委員の方から他に、別紙の部分も含めて、ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

井上委員

検討委員の井上と申します。よろしくお願ひします。私は、そもそも広域化反対運動から、こういった市民、市民のその意見を述べる場を提供されましたので、ここにあります。そもそもが歴史的背景からすればというお言葉で最もだと思ふんですけれども、今おかれているこの日野市、しかもこの北川原公園周辺の環境や経済状況、今の不透明な時代のことを考え合わせれば、今すぐ違法解消を優先して、公園整備は予算があればやったらよろしいんじゃないでしょうかという立場で、別の新しい会議体をお作りになって議論される、それが私の立場でありますけれども、先ほどから地元の方のね、新石自治会を含めた、あとふたつの自治会からの要望書っていうのを拝見しております。ただこれが市長さん宛だということから、ここの文書に添付されておられません。そのところはやはりちょっと、ちょっと違うんじゃないかなと思って、やはり地元をやはり優先すべきではないかっていう立場で今日は考えております。この会議の場で、結論にたどりつけばという伊藤会長のお話でしたけれども、私も、そもそもこの①(案)ということに、ひとつに絞ることはちょっと無理があるんじゃないでしょうかということ、併記してくださいよっていう最終的にはあなたの反対意見を添付するから、①案で了解くださいということで、やむを得ず了解いたしましたけれど、やはりそもそも②案である現状維持案にやはりするというにも私はどうもちょっと違うかと、広域化反対してきたのに、都市計画変更して②案にしてしまうことのちょっと私もどうなのかなっていう思いがあるんですけれども、やはり今現在、解消を急いで、市民の間に対立を生まないっていうことを考えたら、②(案)はやむを得ないっていう立場であります。ですから、そのところが、今まで検討委員としては、この広域化反対の人間はもういらないと、ここの検討会の権威を落とすような提案を出すなよというようなことを言われながらも、私は梯子も外されたような思いで階段を降りる、降りることもできない状態で、今現在ここに座っております。ですから、私は今現状を、その環境を悪化させない、それだけのために、②案にしております。そのところを、いろんな思いの方がいらっしゃるかと思ひますけれども、私の立場を表明したいと思います。以上です。

江藤委員

市民委員の江藤です。私の意見は15ページ、スライド15ページ別紙2ということで、江藤委員ということで、7行ぐらい書いているところにある程度まどまどはあります。結論としては、現状維持がいいんじゃないかなというふうに思っています。入ったときは前回も言ったんですけれども、地元の方も納得していただいて広く市民の方からも拍手いただけるようないい案があればいいなと思っていたんですけれども、ちょっとそこには至らなかったという

ところで、そこは真摯に受け止めるべきだというのが私の考え方ですね。もちろん現状、周辺自治会の皆さんが反対されているっていうところもありますので、それを無視でっていう内容にはなっていないですけどもそれに反する①案というような、北側の集約っていうのを出すのはどうかなっていうのはちょっとやってきたところですけども、最終的にはひとつにというところで、委員会としては①案でというこの提言については、特に議論するところはないんですけど意見を言わせてくださいということでこういうふうに書かせてもらいました。特に補足するところはないんですけども、最後の最後の方のごみ搬入路は公園全体としてのただしのところですね。バイパス南側の公園整備が現実に行進することとなった場合には、ごみ搬入路は公園全体としての効用の発揮を著しく阻害しないよう、公園整備計画と一体で最善な搬入路のあり方を改めて検討しというところは、今の段階で無理に形を変える必要はないかなというふうに思ったところでした、実際に南側がどういうふうになるのかっていう決まったときに一緒になってもう一度そのときにしっかり考えればいいのかというのが私の結論です。すいません、まとまっていませんが、以上です。

金子委員 市民委員の金子でございます。今の15ページ江藤さんの下の方に私の理由を書いてありますが、3点書いてあります。実はもっと書きたかったんですけども、このぐらいにしようということで三点にいたしました。一言で言いますと、非常に残念でした。私は40数年間、行政の仕事をしてきましたけども、常に上司からはですね市民の立場に立って仕事をしよう、こういうふうに言われ続けてきましたので、今回一年半余りですね、この②案を主張してきました。そういう点からですね、一応三点ですね。ひとつはですね、私はこの現状維持案は、住民の住民同士の意見対立がですね、ないとは言いませんけども少ないんじゃないかなということで、まず一点目ですね現状維持を推奨するということ。住民の皆さんは決して対立を望んでいないと思うんですよ。安心してですね残りたいという思いが強いですと思いますので、私は一番にこの理由を挙げました。二点目ですけども、今回、私が考えるにはですね、日野市は、都市計画変更の手続きをしてから道路を作れば、問題なかったんじゃないかなというふうに思っております一人ですので、今回都市計画変更すればですね、違法性の解消はもうできるということですから、非常に早くですねこの解消ができるというふうに考えましたので、二点目にそれを挙げました。それでは最後ですけども、これは七回目か何かのときに川久保さんですか、がおっしゃっていただけて大変私は心打たれました。つまり、交通整理員をもう見直してですね、無くせば6億円くるじゃないかと、それを福祉や教育に回したらどうだろうと、確か意見をおっしゃいましたよね。あれは大変私心打たれましたね、なるほどそうだなと思いましたので、三点目がですねその趣旨のこと

をここに書いてあります。以上三点ですがこの三点から私は現状維持案を推奨するというを提案いたしました。以上です。

伊藤会長 はい。ということで、委員の中のあの意見が一本化されているわけではないということですが、違う意見について併記をして、提言書にさせていただいたということですか。提言書について、何かご意見がありますでしょうか。

中谷副会長 先ほど市民として責任を持てるのかというふうなことを言われました。大変私自身もかれこれ五十年近く日野市民ですし、対岸の方に住んでいるんですけどやっぱりこれ市の市民全体の問題ですし、市民として責任を取らないといけない、これからも責任を負っていかなくちゃいけない問題だと思って、この検討委員会に参加をいたしました。それから、自治会の皆さんからの要望書についてもしっかりと受け止めました。長い間、ごみ処理場、市の処理場を受け入れられた方々がこれ以上二市のごみ搬入車が道路だとはいえ、地域内に入ってくると、幹線道路や地域に入ってくるということに対して迷惑に思う、その気持ちは本当によくわかります。ですから、この問題については、ここに書かれているように、社会実験だとか、実際にやるためには住民の皆さんの合意がないとできない案だというふうに思っております。それから住民の皆さんが一番迷惑に思われているのは、他市のごみ収集車が幹線道路とはいえ市の地域内に入ってくることなんですけれど、広域処理っていうのを選択すれば、そういうことある面では避けられない問題です。二十五年間、三十年後と言われてはいますが、二十五年までには、確かに我々もごみを処理していただくというようなことも三市覚書には書いてありますし、現在も焼却灰というのは日の出町に私達の日野市民の焼却灰を運んで、いろんなご迷惑をかけているところでもあります。私はやっぱり広域化を選択した以上、そういうふうなことについては、住民全体の問題として、やっぱりそういうふうな被害がなくなるように解決に努力をしないといけないと思いますし、それから、三市合意が、石田地区から撤退するということは、地元の皆さんに約束されています。そういうことはあと十数年以内に日野市内の他の地域でごみ処理を受け持ってもらおうということもまた私達の責任で決めていかなければならないと。いずれにしても、そういうふうな問題を複雑な問題を抱えている中で、どうしたらこの問題を、住民の皆さんの合意、また市民全体の問題として解決できるのかということを経験する場にこの検討委員会になって、そしてこういうふうな提言がまとめられたということだと思います。ですから私は、この提言案をぜひ自治会に持ち帰ってもらって、あるいは市の努力で、住民の皆さんに全部これを読んでいただいて、ある種中身を知っていただいて、どう解決するのかっていうのを一回市民で議論していただければ良いのかなと。そうでなければ前に進まない問題ではないのかなと。そういう点では非常にいろんな多面的なこれまでの議論を反映した提言書になったのではないかなと

そんなふうに思っています。決してこれでおしまいということじゃなくて、私も一市民として、これからもこの問題をどういうふうに解決するのか、努力をしなきゃいけないとそんなふうに考えているところです。以上、意見させてもらいました。

伊藤会長
井上委員

ほかに委員の方でご意見ありましたら。

ちょっとお時間いただきます、井上です。私どもは、広域化反対運動を始めてからもう十数年経ちますけれども、その間にその隊列に加わった方は十名ほど私が知っている限りでは、お亡くなりになっております。これが環境のせいだとは思っておりませんが、そういった経緯を踏まえて、できるだけ早く早期解決をお願いします。ぜひ皆さん、市民の方、市議会議員の方、市長さんも含めて、解決をできるだけ速やかに判断を下していただきたいと思えます。以上です。よろしくをお願いします。

笠間委員

新井に住んでいる笠間と申します。私はごみ焼却上の 500 m ぐらいに住んでおまして、ごみ焼却場自体が突然、前馬場市長によって、突然広域化ということでメディア発表されて、とんでもないということで、非常に怒った 1 人でもあるんですけども、そこから問題は、発生しているというふうに思っております。それで私はごみ搬入路の裁判に関わる中で、あの場所が北川原公園が四十五年前に、都市計画決定、やはりごみ焼却場や下水処理場とか受け入れている地域の人たちにとってやはりかなり被害を、格差を作らないということで、市が市民と約束した公園であるということを裁判の中で知りました。やはり、にも関わらず、あの公園が整備されてこなかったということに、私はどこになんでなんだっていうすごく強い思いを持ったし、北川原公園にて、夏なんか行くととっても暑い中で、遊んでいる子もいるんですけどやっぱり暑い中でなかなか遊べない。いろいろ遊具とかあるんだけど、十分になかなか活用されない。南側の都有地の方を見れば本当に何か、芝生はあるのかなんかドッグランに使えるとかっていう感じになっていますけど、本当に未整備で寂しい公園の状況であるわけなんですよね。やっぱりこういうのでいいのかなっていうのはすごくつくづく思います。現状維持でいけば、このままですよ。一步を踏み出せないこのまんま、南側のある状況、北側も暑いときは暑い。本当なんかどうなっちゃうのかなこの北川原公園ってつくづく思うんですね。市役所の近くの日野中央公園だったり旭が丘中央公園に行くと、とても緑が多い。木が多くて、なんか本当に惹きつけるなっていうような感じの公園を見るんですけど、北川原公園はそうではないんですよね。ここで一步を踏み出さなかったら、やっぱりこれからの公園作りをやっぱり前に進めていくっていうことが、やっぱりこの周辺も、地元の方たちも、私は浅川のすぐ南ですけど、そういう市民であったり全体的な市民にとっても本当に北川原公園、あそこ行ったら本当にいいよねって思えるような公園作りを一步でも二歩でも

先に進めないと、忘れられていくんですよ。私達みんなもう、二十五年先、どうなっていますか。私は思うんですね。だから私は一歩進めるために、このそれはベストではないかもしれませんが。ベストではないですね。ベターとしてやってきたのは集約案をやってオーバブリッジにして南北の一体化っていうのを考えつつ、やはり公園作りを進めたいなって思って、私はそちらを推奨したいという意見を出しました。以上です。

地元 新石自治会の川久保と申します。先ほどのですね中谷さんの意見、その中でですね、広域化で全体的を考えなきゃいけないと、だから皆さん我慢してくれみたいな言い方に聞こえたんです私は。そうじゃなくて、今回、搬入路をどこにするか、他市の焼却のごみ搬入車をどこで抑えられるか、そういう問題だけに限って検討すればいいわけなんです。わざわざ最終処分地の意見まで出さなくてもですね、小金井・国分寺の車両がですね、どこに、だから私達の生活区域の街路に入っこないように工夫でできるんだったらそうしてほしいと、それをただ単純に言っているだけなんです、私はね。それを広域化の問題まで発展させちゃうと意見がちょっと食い違っちゃうんじゃないかなと思うんですけど、どうですか、中谷さん。

中谷副会長 食い違っているとは思わないんですけど、道路、公道と今言われる所っていうか公道に入るのが迷惑なのか、あるいは、公園の中を使うということも、大変大きな損失なわけですよ。本当に地域の将来にとって、あと三十年間近くごみ搬入路として貴重な公園用地が使われるのか、使われるのがいいのか、それとも公道を使うことになるけれど、そのまま受け入れるということではなくて、できるだけ渋滞だとか、事故の危険性だとかそういうのを少なくするような努力、社会実験も含めた努力は必要だとそんなふうに私は考えるんですけど、そこはやっぱり市民の皆さんによく提起して、提案して考えてもらうということになるんじゃないかというふうに思います。

地元 万願寺自治会の秋山といいます。先ほど金子委員さんの方からお話があったように、元々新石自治会の川久保さんの方から、費用の削減ができるという話で、やっぱり警備員が置くんじゃなくて、助手席に座っている人が対応することによって費用が相当削減できますよねという提案をしたと思うんですね。そういう提案がある中で元々は案①も案②も費用が6億かかるっていう話だったんですけど、案②で警備員を立てずに、助手席の人が対応することによって費用削減がほぼゼロになるんじゃないかなと思っています。なので、そういうことを考えた上で、最終的にどっちの案でいくんですかっていうのを皆さんこの委員会の中でも議論されているんでしょうか。日野市の財政としても非常に厳しい状況の中でこれだけ6億使って本当にやるんですかというところもちゃんと議論した上で、市長に提案してほしいです。以上です。

窪田委員 私は会議に参加させていただいて非常に勉強させていただきました。感謝し

ております。北川原公園の搬入路が作られてしまったときの弁護団の責任者でもあります。そこで私が一番裁判所に提出する証拠資料として、学んだわけですけれども重視したのは、この迷惑施設だと言われているものができるにあたって、街の中で、あるいは市政を巡る中でどういう議論がされてきたのか、当時の広報を中心にした資料を私はずいぶん読ませていただきました。その中で、迷惑施設が集中する地域になってしまうけれども、隣に大きな公園を作るので、調和のとれた日野市の南の玄関口としてふさわしいまち作りをさせてほしいというのが当時の市政の訴えでした。それは広報にしっかり残っています。私達は、今その原点に戻るべきだっていうことを裁判所に訴えました。裁判官は女性の方でしたけれども、都市計画について、都心でかなり厳しい判決を書かれた裁判官で、僕は非常にある面で心配をしました。しかし現地までもかく裁判官は足を運んでみていただいて、そして、あの判決を書いてくださったんですね。ヒントはどこにあったのでしょうか。結局は、迷惑施設が集中する地域に、しっかりした公園を作ることによって調和のとれた良い街にしようではないかという、当時の市政の確認を裁判長受け止めてくださったんですね。それを判決ににじみ出ております。私はこの会議に、弁護団の1人としてという立場であったものとして、参加させていただいておりますが決してもう弁護団そのものは解体していますので、弁護団の仕事としてやっているわけではありません。しかし、その事件の中でですね、先人たちが迷惑施設の集中する地域だけではないんだと。良い公園を、誇れるような公園を持つ良い地域にしようではないかと言ってスタートしたことについて、改めて学び、そのことを心から実践していくってということが大事なんだということを本当に思ってきました。その点では私は今、議論は極めて対立したような議論に見えますけれども、僕はそう思っていません。今の公園用地に、今の現状のままの状態、都市計画を変更してそれを合法化していくということは、私に言わせると一口で言うと三十年間公園計画は中断することを余儀なくされるということです。それは絶対僕はするべきではないし、そういうことで、そういう視点で今私達が言い合っているんじゃないと思うんです。ただ自分たちがその場でその場で遭遇してきた、そして考えてきたことを今出し合ってみたらちょっと違うねっていうことになっているだけで。私はもうひとつ、良い公園を作るという原点に立ったときに、私達はどこで知恵をひとつにできるのかという知恵の出し合いができるのではないかと、そういうふうに思っています。ぜひ、ですから表面的な対立関係みたいな議論をどう超えていくのかと。もっと一言付け加えさせていただければ、どうして北川原公園、良い公園を作るのかということで、みんなで知恵を出し合おうじゃありませんか。

地元

下田自治会の中嶋と言います。今のお話の中で、私達はごみ搬入路ができるときに、北川原公園をどういうふうにするかというときに、新石さんも、万願寺

さんも、うちも地域近いということで呼ばれてずいぶん検討会しました。その中で、要は、なんで公園を作るかということは、この搬入路を作りたいからということ。もうそれはもうはっきりわかっている。その中で話し合いの中でわかってきたことです。新石さんは、浅川のところはもう使いたくない、使ってもらっちゃ困るという話の中で、そういう話になって、どうしようかということで、日野市の方が要は都の土地を借りて南側の道路を作って、北の方はその市が持っている公園用地で道路を作ってそこをごみ搬入路にすれば一番、要するにごみの車が入ってくるのに日野市の中を通らずに済むということで提案して、それをこの案で三つのところで了承して、それはしょうがないねと。それぐらいのことはね、市の中で近いところでそういうふうになるのであればもうしょうがないことだから、それは受け入れましょうということにしたわけですよ。そういう話もわかっているんですか。それで、要は北側の方の要するに、南の方、南っていうか、都の方の土地ですね都の方の土地は、これから三十年で公園にしてくれるんですか。公園になるんですか。公園用地とは言っているけど公園にしてくれるんですか、東京都がそういう話があるんですか。それは全然出てないですよ。そういうことから、あの公園用地の話もきちっとこれからしていかなきゃいけないという、そういうふうに思うんですよ。ですから、ですからね。どっちに道路をするかということよりも、そういうことを踏まえて、きちっと市長に提言をされるべきだと思います。

私達、要するに自治会の地域住民は、この道路ができることから、これは市としてやっていくことでしょうがないねと一応納得して賛成しているわけですから。ですから従来のままでいいですよってのは当たり前のお話ですよ。以上そういうことで、今までの話をちょっと踏まえていないという、この会議の中で、あるんじゃないかと思ったので意見を言わせてもらいました。以上です。

窪田委員

話の前提ですね、北川原公園という計画は、何十年も前にできましたよね。これは法律的な存在ですので、これは無視はできないわけです。公園計画がある土地だということは都市計画は拘束力がありますから、これは無視できないわけです。これはむしろそっちだっというこれを無視してしまったから、行政は無視してしまって搬入路を作ったから行政は裁判所から批判を受けたわけです。それは違法で許されませんよという批判を受けたわけです。確かに私達は現状に公園ができていませんで、できていませんでしたから、あそこが北川原公園っていう法律的な存在だということを誰も現実には見られ見られなかったわけですね。それは確かに市政の取り組みが遅れていたからの結果ではあります。しかし私達はやはり、迷惑施設ができるときにこの街全体を含めたときに良い街を作るんだ、そのポイントとして北川原公園を作ろうよって市政が合意したってことは僕はこれ非常に大事な、戻すべき原点、いつもそこに戻すべき原点だと思うんです。今僕らはですね、その原点に戻って、ちょっ

と聞いてください私も終わりますから。その原点に戻るときにですよ、私達は、今の搬入路をそのまま認めて都市計画を変更してということになっちゃいますと、南北の公園の繋がり、9.4ヘクタールの公園の繋がり遮断されちゃうじゃないですか、三十年間。私はそれをやるべきでないと、何とかして、搬入路を検討していった場合に、どうも公園を使わないと搬入路ができないってことは技術的にわかりました。だからそこに橋を架けたらトンネルを掘ったりってような工夫が必要なんだろう。トンネル掘るっていうやり方は都心では当たり前になっていますからね。別にそこにお金をかけるのはとんでもないなんて話じゃないわけですよ。僕らはそういうことを考えましたけども橋をかけた方が、経済的にも、それから安全性でも、例えば水が出てきたような場合でもですね橋をかけた方がでも合理的だっていうお話を聞いてなるほどなど。私もそういうふうに納得するようになりましたけれども、いずれにしても私達は公園を作ることによってこの地域を全体を迷惑施設の集中する地域だっていうイメージからではない、いいまち作りをしようっていう、その原点をやっぱり確認していく必要があるんじゃないでしょうか。その原点を追求していくために、今、時間の使い方として、あそこに搬入路を作っちゃって三十年間、僕は絶対やるべきじゃないと思います。

地元

いや今のお話もね、公園をつくるべきじゃないとかいうことじゃなくて、これからそういう公園をつくるというふうにしたらどういうふうにするのかということこれから考えるべきことをおっしゃっているわけですよ。そうですね。その中で今一番お金をかけないで、現状維持でとりあえず都市計画を変えて、やっていてその中で、公園をより良いものにしていくことを考える方がもっとベターじゃないんですか。そういうことですよ。そんな何億も使って、それもあれですよ、迷惑料として他の市からいただいているお金の中で、それをやろうとしていることですよ。それは、他の市からいただいているお金ってのはどちらかという迷惑料ということで、下田とか新石とか万願寺とかそこら辺の市民が、それによって何かしていただけるようなものにならないんじゃないかな。そういうことですよ。まあいいです。これは単なるこっちの地域住民の意見ということで聞いていただいでよろしいんですが、以上ということで。

伊藤会長

はい。えっとですね、10月27日に市民会議っていうのをやりました、現地で。そのときにそのときもですね①案②案というのは意見が割れたんですけども、青写真がないまま、立体集約してもですね、どうも説得力がないんじゃないかっていうそういう意見が結構あるとき出されました。だからどうなるかわからない状態で、①案を決定するっていうことは、委員の中でもちょっと若干考え方の差はあるかもしれませんが、あり得ないだろうというふうに僕は思うんですよ。だからその①案をする場合には、やっぱり公園計

画をちゃんと議論をして、そちらのちゃんと何て言うんすかね、ビジョンが見えてから作るというのと、その①案をその提言することで逆に公園作りの方の何て言うんすか、公園作りを進めるような役割がその①案を提言することで果たしうるんじゃないかっていうどっちが先かとかっていう話はちょっと委員の中で受け取り方がもしかしたら違うのかもしれませんが、闇雲に何か立体化をすればいいと言っている提言ではないです。だから、どうなるんですかって本当にできるんですかって言われると、なかなかこの委員で即答は難しいですけども、北川原公園整備とセットになった①案の提言のつもりで、まとめているというふうに僕は理解しているんですけども。だからすぐに①を作れるかっていうとちょっとなかなか困難が多いかなというのは、委員も思っていると思います。

笠間委員

笠間です。私達も市民会議で青写真がないままっていうのを話し、意見がある中で、やはり実際に都立公園でなんだっけ、中川公園ですか、都立の下水道処理場の上に公園を作っているっていうことで、私達も見学に行っただけですね。そしたら、やはり下水道処理場の上に1mという土が盛ってある中で、木が植わっているんですよ。植えてあって、それでやはりそこには様々、いろいろ野菜作りの場所があったり、小学校かな、何かの人たちの野菜作りの場所があったりとか、非常に憩える場所になっていたんですね。1mの土って説明を受ける中で、その中でも育ちうるのかなっていうのをすごく見てきたっていうこととか、そういった可能性っていうんですかね。そういうことも、あのまだ本当にもうひとつ大きな公園見てきましたけど、そういう感覚は持つことができました。

あとですね南側の部分についても、やっぱり私は公園作りっていうんですかね、例えば花を植えたりとかっていうようなことって、今のままほっといちゃどうしようもないですけど、やはり市の方の公園緑地課なのかなそういうところなのかな。やっぱり市民でいろいろ花を、公的な場所で植えている、生ゴミを堆肥にしている人たちがお花を植えたりしてるっていうお話も伺っていますし、やはりあそこの北川原の南側も、もうちょっと何か工夫の仕方でもうちょっと違う景色が、見れるようになるんじゃないかなっていうか、そういうことをやっぱり私は進めていきたいなっていうふうに行きたいなって私ができるかどうかわかりませんが、とにかくそういう方向性ってすごく大事じゃないかなっていうふうに思った次第です。

地元

今の公園のお話なんですけれど、それ要は、スロープを作って搬入路一本化にして、都の方の公園を公園として整備したいというお話だと思っただけですね。要は、あの②案の方の中でも、要するに都の公園ところをまだ利用してドッグランみたいになっているところがあるわけですから、そこら辺ももう既にそういうふうに公園化していこうというふうに、できないわけではない

わけで。だからどちらとも両方ともね、その①案の②案も、その公園を充実していくためのものとして、考えていけば、考えられるものではあるんじゃないでしょうか。それは①案だけだからそういうふうになるっていう話はおかしい話じゃないかなとちょっと私は感じたんですけども、以上です。

伊藤会長 市民会議の前に意見交換会っていうのもやっておりますけれども、その時の記憶なので、若干曖昧なところもありますけれども、やっぱり警備員の話がありました。その公園内にあるごみ搬入車の道路の安全性についてはその地域の子供たちを遊ばせているような親御さんからは、割と安全確保について強い意見が出たように記憶してるんですね。だからあそこ別に警備いらんじゃないかっていうことは、この委員会としてちょっとそういうことで、意見をまとめることは無理かなというふうに思いました。なのでお金がかかるかもしれないけれども、その安全確保はですね、立体化ということをお金がかかるかもしれないけど、委員会としては言わざるを得ないのかなというふうに、個人的には思ったのでこういう議論になってきたのかなと思います。

地元 万願寺自治会の秋山といいます。先ほどのご説明だと、みんなで議論して案①、案②か、案②の方の現状維持の案で、かつ、警備員をつけないで、助手席の人が、危なくないようにごみ収集車を誘導するというのをやると、予算的にも今6億かかると言われている警備員の費用がゼロに近い形になると思うんですけど、それはみんなで議論してそういうことで、警備は外せないという議論だったんですか。

伊藤会長 市民会議のときにもごみ収集車に乗ってらっしゃる方が参加されていて、それで助手とのこの関係の信頼感みたいなことを言われて、警備員がいても自分は整備員よりも助手の方信用しているんだっていうような発言をされて、いましたけれども、委員会の中でじゃあ警備いらないだろうということは言えないなという議論はしております。

地元 案②の方で、その警備員をいらないようにしてかつ、助手席の人が対応することで、費用削減をもしできるのであれば、そういう案だと、予算的にも案①は6億かかるけど案②は0に近い形で済むんだよというのを提言してほしいです。

伊藤会長 いろいろ個人の考え方あると思いますけど委員会としてそれで責任持てるっていうふうには、ちょっと合意がとれないかなと思うんですね。

地元 なんていうかな、警備員、警備員とかその助手席を信用しているっていうことを考えると、助手席の人に降りてもらって、今、誰も通ってないから、ごみ収集車、収集車を行かしていいよっていうことをやれるのであれば、その助手席の人を信用しているんだから運転手にその人に従えばいいだけのような気がするんですけど。

伊藤会長 まあ委員は市民として責任が取れるのかみたいな話もありましたけれども、それこそ委員会の意見として責任を持ってそれで大丈夫だとは多分言えないと思いますね。委員会としては、責任取れないですもん。事故があった時に。

傍聴 私の孫を連れて、この公園に来たことがあるんです。二歳ぐらいのとき。やっぱり、警備員さんがいるから、そこは安心して通れるんですね。北と南の通路は一ヶ所しかないんです。北から南に通れるところは。あと、もうないので、そこを本当に大事なところですし、それからあの入口の小金井や国分寺の方から入っていく入口、日野市の方から入ってくる、行く入口のところでも、実は通ったことがある方は知っていると思うんですが、自転車で通られる方が結構多いんです。で、高いところから下りてくる自転車って、かなりのスピードで、下りてきますのでね。私は正直言って、警備員さんがいなかったら、あそこはもう本当に四六時中、親が目を見張ってないと、遊びに行くことがとても難しい公園になるんじゃないかなっていうことを、本当に思います。だから、警備員さんを私も検討委員会を何回か聞いていますので、そのときのこういう遮断機を取り付けたりした方が、いいんじゃないかっていう話もありました。だけど、遮断機で小さい子供は絶対防げません。すぐに隠れていた子がチョロチョロっと出てきたときに一体誰が止めるかって、もう普通に立って言えばそうかもしれないんですけども、これまで五年近くですか。あの公園で、あの事故がひとつもないのは、交通事故がないのは、出入口含めてやっぱり警備員さんが立っているからこそ、私はこの公園で事故がないって胸を張って言えます。実際本当にあのよちよち歩きの子だったんですけども、やっぱり、子供を遠くに離して、遠くに離すことはないんですけども、それでもいざっていうときにぱっと子供を助けられないことが出てくるんじゃないかなって思うんです。だから、今の現状のままやるっていうことであるならば、私は本当に、子供が安心して遊べる場、お年寄りが安心して憩える場とするには、やっぱり警備員さんってのはなくてはならない存在ではないかなっていうふうに思います。心から思います。

地元 はい。確かにですね交通安全、子どもの関係で一面ではそういうことはあるかもしれないです。ところがですね、このイメージ図、搬入ルートイメージ図を見ると、その範囲に、要するに交通手段がいっぱいあるんですけど、次の信号をUターンしてくださいとかあるいはいなげやのところをUターンしてくる向こうの魅力屋とか、それぞれその向こうとか出てくるんですけど、そっちの方で誘導員を置いているわけではありませんから、よっぽど地域の人たちが、生活道路として通っていて、一番危険です。一人が例えばお孫さんが行ったとき、お孫さんが行ったらおばあちゃんはですね、いつも見てなきやいけないんですよ。それを勝手に交通警備員のせいだとか、そういう議論はですね、成り立たないと思うんです。私達これで生活しているんですから、生活道路に

トラックがどんどん入ってくると、そっちの危険性の方でよっぽど高いと。さっき万願寺のですね秋山さんから言われたように、各搬入路についてはですね、現在警備員が立っている。そこについては省略することができるんじゃないか。それはですねやはり、安全性の問題ですから、人が立っているにも関わらず人は、あの車は通るんですけど、なんとかなってしまう気になるんだ。警備員ちゅうか交通誘導員ですね、交通誘導員は省略することができるという案がありましたけれど、それを実践していただいて6億1000万の経費を浮かしていただいて、それを確かに他に使えば、年間6億をですね、福祉事業なんでもですね、使っていない、使えばですねいろんな事業ができる。もっと生産性のあることをやらなきゃいけない。一人の交通のためだけに要するに何か付けるだけでなく、それがトラック入ってくるトラックの人たちが気をつけていただくということで解決して、そういう浮いたお金を違うものに使うという方が、よっぽど合理的ではないかと思います。以上。

地元

新石自治会の土方です。私の娘今、小学校三年生、ちょっと前まで幼稚園だったんですよ。実際に外に出るときは、四六時中私見ていましたよ。親はそのぐらゐの責任があるんです。実際にここ交通実証で、いなげやの前でUターンする映像を皆さん見ましたよね。そっちの方がよっぽど危なかったんじゃないでしょうか。あそこ交通誘導員いますか。先ほどからも公園が、公園が裁判事例で法律的にはもう変えられないという言い方がされていましたが、結局法律通りにやるために、地元泣いて言っているようなものなんです。私先ほどから言っていますよね。あなた方は責任取れますか、結局今は責任取れないって言いましたよね。交通誘導員をいらないってことは。それだけあなた方、話し合ったんですか。市から、集められたあなた方、市の予算も考えない。そういう組織で、責任で交通誘導員をいらないかどうか判断もできない。それで結局、意見を一本にして、色々内容書いてありますけど、最終的な意見は一本にしている。それこそ責任持てないんで、ないんでしょうか。以上です。

窪田委員

私はですね、公園を潰すことについて、コストがかからないというような前提の議論がされていますので、いつか一度言わせていただきたいと思っています。4000㎡の都市計画公園を潰すということは、1平米10万円と考えても4億円のお金を使って公園を潰すんですよ。コストが高いんですよ。6億円の議論をするのであれば、公園を潰すということがどれだけのコストかっていうことを僕は絶対もう一方で議論していただきたいと思います。地べたがあるから、地べたがあるのでね、何かそこにはマイナスがないように思いますし議論できるかもしれませんが、この地べたは公園計画の地べたなんですよ。東京都からも国からも補助金もらっているんですよ。裁判のときだって東京都の方から、そんなことをするのであれば補助金を返せという言葉さえあつ

たんですよ。つまり、私達が確認しておかなきゃいけないのは、4000 平米の公園用地を潰すということは、4 億円のお金がかかるってことなんです。だから、その代わりに、他のところに同面積の公園を確保しようというわけでしょう。ですから私達はお金のことを考えても、今 6 億円の議論がなっていますけども 4000 m²の公園を潰すことが、何億円のお金の議論してるかをちゃんと責任持って議論すべきですね。

傍聴 すみません、ちょっと質問してもいいですか。ごみの搬入車ですね、家庭ゴミと事業分も全部含めて入ってくる、入ってくる車は助手を乗せてないと入れないということになってるんですか。1人で、運転手だけの場合は入れないんですか。それちょっと確認したいんですけど。もう私見た限り運転手 1人で運転してだけの車が結構入っているみたいですけど、ちょっと確認したいんです。

地元 先に質問していいですか。

伊藤会長 はい。

地元 新石自治会の枝窪です。窪田委員 4000 m²潰すということは 4 億円っていうお話なんですけど、今もう実際にある道路、これから 4000 m²潰すことになるんですか。

窪田委員 よろしいですか。今は全く都市計画を変更せずに、公園用地、都市計画公園の用地を搬入路として使っちゃっているわけですよ。これを潰しているわけなんです。これをもし合法化するとすればここ、都市計画から公園内から外さなきゃいけませんよね。これをコストとして考えなければおかしいのではないですかって僕は言っているんです。

地元 それが 4 億円ということですか。

窪田委員 平米 10 万円とすれば 4 億円です。4 億円は 2 億円かもしれませんが、少なくとも何百万なんて話じゃないですよ。

地元 あの今実際に公園として使っているのか、道路として使っているのかっていうのはもう道路として成り立っているわけじゃないですか。それを公園じゃなくするためには 4 億円新たに使うっていうことにするよみたいな言い方をするんですけども 4 億円はもう、かからないですよこれから先はね。

窪田委員 私の話がまだ伝わってないみたいですけども、公園用地を 4000 m²潰すということは、4 億円のお金を、僕は今平米 10 万円と仮に仮定したからですけど、5 万円なら 2 億円ですよ。それはまだ幅のある話なんですけれども、少なくとも都市計画公園として確保してある敷地を公園で無くするってことはコストがかかることだってことです。ただじゃないんですよ。そこはだから作った方が 6 億円にかかるっていうような議論の立て方は全く間違いだと思います。

地元 えっと、素人なんでちょっとよくわからないんですよ。それを、その 4000 m²を公園用地じゃなくすることによって、今後新たにそのお金が発生するんで

すか。それ別のところにその公園の用地をすると同じ広さの公園用地を確保するためについていう話ですか。

窪田委員 公園を削った場合に他のところに確保するっていうそういうシステムになっていますよね。それはやっぱり、公園と同じ潰される公園と同じ価値のものを他の公園として確保するから、公園自体としては確保できると、そういうことですよね。ですからこれをコストの面で考えると、ここの 4000 m²他の 4000 m²なりの公園用地を確保するということですから、それだけのコストをかけているわけですよね。だから、今私達はきちっとコストをかけているんだよっていうことを、議論の前提にしないといけないと思うんです。6 億円の橋をかける橋をかけて 6 億円かかるというのに、そんな 6 億円かける必要がないと、今まで使っていればただじゃないかっていう議論は全く間違いです。

地元 違う違う違う。橋を架けるから 6 億円なんじゃなくて、交通誘導員を使わなければ 6 億円削減できるんじゃないかっていう意見があるっていうだけの話であって、あくまでもこれから今後新たな公園用地のために、例えば 4 億円という値段が出てきているんだとすると、変な話なんですけれども、都市計画法、都市計画そのものの変更によって、新たな場所に公園用地を確保しなければならないのかどうかすら私にはよくわからない話なんですけど、いずれにいたしましても 6 億という話をしているのは、交通誘導員をなくすれば、何とか確保できる場所それを他のところに回せるんじゃないかという話であって、全然お話が飛躍しすぎちゃって、違う方向に行っちゃっているような気がするんですね。

事務局 すいません、施設課長細谷です。先ほど御質問ありました収集車両の乗車人数ですかね。日野市が委託をして各ご家庭で収集をする際の収集車両につきましては、必ず二名以上の乗車ということになって運転員と助手席に、確認するために収集するためにということで、日野市の委託の車に関しては二名以上になっていると。ただ、それ以外に例えば、許可業者と言って事業者を回ってくるような車両ですとそこは特に規定はないので、そういう場合は一人の場合もありうる。あとは小金井・国分寺から来る車両の場合もですね、収集の際は二名以上でやっていますけれども、こちらに運ぶときには一名で来る場合もあるというふうに聞いていますので、特に浅川に搬入する際に一名もしくは二名以上っていうそのパターンはそれぞれ車両であるかなというところが回答になります。以上です。

傍聴 もう一度よろしいですか。必ず二名つくという話ではないということですね。
事務局 はい、そうです。

伊藤会長 委員の方ありますか。ちょっとあの今一番論点は何かというのを整理しないといけないんですけど、交通監視員の経費の問題が一番今、論点ですかね。あるいは①案になぜ絞ったのかっていう部分でしょうかね。ちょっと傍聴席と

のやり取りになっちゃっているんですけど、一応①案に絞ったっていう話は先ほどから繰り返し言ってますけれども、委員会の付託されたその責任として、両案ではなくて①案に絞りたいということでは合意は得たんですが、①案に賛同できないという委員も何名かいるのでそこはちゃんと併記して、提言しようと、こういうことでやっていると。①案がそのままなんかすごいそのまま①案がすぐさま実行されるかどうかについては、あくまでも地元の協力と理解がないとこの①案というのは、できないだろうと。ただ①案であることによって公園整備に対して、何て言うんすかねプラスに促進する方向に働くのではないかという、そういう意図は持っている、こういうことでお答えしたつもりなんですけど、はいどうぞ。

地元 万願寺自治会の齊藤と申します。先ほどから何度も同じことを言われているんですけども、一案だけでいいじゃないかというお話なんですけど反対意見があるのであれば、二案を提出したらどうでしょうか。それはできないでしょうか。

伊藤会長 一応委員会の中で、二案併記なんていうのは、両論併記なのか一案に絞るのかというのは議論させていただきまして委員会の付託された責務として、二案出すのではなく一案であるべきだということで合意をしています。まああの全員一致はないので、多数決で決めたわけではなくてひとつの案にすることについては一応委員の中で合意をしたという認識です。

地元 あのこの場で聞いてもいい、いいでしょうか、皆さん委員の方たち。それで合意されたんですか。してない方もいらっしゃるんじゃないですか。

江藤委員 市民委員の江藤です。個人的には合意はしていません。ということで、ちょっとこの場も四時までですか。ということに一応なっていてこの後市長にということなので、何かいい方法がないかなと今皆さんの意見を聞きながら考えていたんですけど。これ僕の考えですけど傍聴の市民の方から出ている意見は、非常に現実的で、理にかなっているというふうに思っていて、何て言うんすかね、当事者としての真の意見だなというふうに思っていて、それに対する委員会の意見はちょっとなんか当事者意識がないというか、ちょっと絵空事というか、何かそういう雰囲気が漂っているのは僕の感想です。でこのままこの案のままもう作っちゃっている、出すしかないんですけども、この後の進め方のちょっと提案なんですけど、会長にも。市長への提言の際には、希望者は、傍聴の方も一緒についていうのはOKなんでしたっけ。ですよ。一緒にこの後市長に提言するとき一緒に入っていただくっていうのは希望があれば、認めるっていうことに、一応その前の話の中でなっている、市長にこれは委員会としての提言書ということはどういうことですかっていうのは出しつつも、実際その直前のやり取りではこれほどの意見が出ましたっていうことは伝えて、今いただいた意見記録残っている、それはまた別紙で当日、

こういう意見が出たっていうのはまとめてお渡しするので、それもよく読んでくださいということを、皆さんもいる場で希望される方がいる場で、最後一言添えて、閉めるっていうことで、何とか今日はおしまいというか、っていうのはどうでしょう。

今いただいた意見がそのまま市長に伝わらないっていうのは僕も非常にもったいないなと思っていて、不安だなってやっぱり思ってしまうので、それを必ず伝える、書面で、しっかりそういう許されるのかどうかわからない手続きとしてOKかどうかわかりませんが、必ず後日、あの別紙で、プラスアルファでまとめて伝える。それを必ず見てくださっていうのを、言葉で、会長からも伝える。その場にも同席してもらおうということで、一旦この検討委員会はっていうのはどうですか。反対される方がいなければ。

笠間委員

笠間です。現状維持を言われる方が、私先ほどもちょっと言いましたけども、現状維持っていうのは現状維持なんです。だからどこも何も変わらないんです。二十五年後、さて、あのごみ搬入路どうしましょうかって話になるのかならないのか。市が責任でもってやりますよって言ったときに、本当に真を今ね中枢でじかにやってくださっている方たちはいらっしゃるとは思えないし、私は北川原公園が、都市計画決定されてからどれだけ長い間、そのまま放っておかれて、前に川久保さんが言われたようにごみ搬入路を作るがために公園を整備したっていうふうに言われた。なんか、とてもそういうような公園としてきちちゃっているなって思うんです。やっぱり、ここで本当に都市計画公園というふうに、やっぱり決定されていたし、それは決して、地元の方たちや市民にとってマイナスになる、するための公園の決定ではなかったわけだから、確かに、どういうふうにするのかって本当に私達の検討っていうのは、ゼロから出発するんじゃなくてマイナスから出発してたから、本当に難しい議論をしてきたんだと思います。だからこういうふうにいる意見もわかるんだけど、やっぱりその二十五年先、一応覚書が履行されたとしますけど、だけど、まだその検討だって進んでないわけですよ。次期施設をどうするかっていうね、スケジュール出されていますけど、だけど進んでない中で本当にどうなっちゃうのっていう、誰が責任を持って一歩踏み出すのって私はすごく思っています。

江藤委員

江藤です。笠間さんがおっしゃることもわかるんですけど、これ僕の見解ですよ、個人的な。公園にするってしてないのが問題だっていうのであれば、それをストレートに正面から東京都なり市なりに日々活動して訴えかけて早く公園公園にって言って、それを一生懸命やるべきであって、何かそれを伝えるためにこの問題を何か利用していませんかっていうのはちょっと思いますがね。なんかそれで地元の方がやめてくれって言っているのを、聞き入れないという、聞き入れられてないと思われているので言いますが、聞き入れないっ

ていうのはちょっと違うんじゃないかなというふうに思いますが、ただもうこれ收拾つかないと思うので、さっき言った方法はどうですかという。それは駄目ですか、笠間さん。この意見を必ず伝える、書面で伝える。それを伝えます必ず読んでくださってというのを、会長が伝えるところも同席してもらうというのには OK ですか。

窪田委員 案で既に書面が出ているじゃないですか。多数意見じゃないけどここに記載されているでしょ。だから今の話は既に用意された、事前に打合せして僕もみんなで参加した打合せで確認していますよね。

江藤委員 具体的に今出た意見です。

窪田委員 だからその意見はきちんと併記されているでしょ。

地元 違うでしょ。それは今ここで地域住民が言った話も伝えましょうっていう話をしているんですよ。この書面にあるものだけじゃないものを伝えましょうという話でしょ。それは話が違うじゃないか。

窪田委員 いや私は違わないと思います。書面になってますよ。

地元 書面と今話したものと違うでしょ。

窪田委員 今日言われたことは書面になってますよ。

地元 え、今日言われたことが書面になってる？

窪田委員 そっちの方が発言されたことも。

地元 それをちゃんと伝えてくれるっていう話になってないから。

江藤委員 大筋はそうですけど、具体的に目の前で生活している皆さんの意見っていうのは非常に具体的であって、やっぱそこはあの差があると僕は感じてしまうので、伝えるべきかなと思います。使えない理由がないかなと。合理的な理由があるな、聞きたい。

金子委員 金子ですけども、江藤さんの意見に賛成なんです。この検討会をかばうわけじゃないんですけども、これまでの間ですね、私の認識ですけども、①案賛成者五名ですよ。②案が三名ですよ。厳密には二名しか違わないんですね。ですから普通は両論併記にするのは一般的ではないかなと私は思っていて、一回提案したことがありましたけども、ただですね、こういう会議を見てまして、今の時代、意見がわかれたときは多数決っていうのはですね、基本かなと思っていましたので、私は特に一月のときでしたかね全員から意見を取りましたよね。後ろでまとまっていますよね。あれ見ると誰が賛成、誰が反対か一目瞭然ですよ、これこちらにはなっていませんけども。だから私は個人的には多数決で最終的には決まったのかなと、こんなふうに個人的には理解した。だから会長の説明もですね、ちょっと苦しいのかなと、そんなふうな理解をしています。いずれにしましても、江藤さんの方がですね、通れば私は賛成です。以上です。

伊藤会長 合理的な意見というよりは、具体的にどうするのかちょっと僕イメージよく

わかんないんですけど、地域住民の方は、要望書を出してらっしゃいますよね。市長宛に。例えば、それ以外に今日の意見と言いましたけど、一人一人全員に何か意見を言ってもらうんですか、あるいは代表して誰かが言えるんですか。

事務局 この録画もしていますし、要点録もありますし、逐語録も作成をさせていただきますので記録としてはあります。それを市長が見ていただく、一緒に見せるという方法はあると。

伊藤会長 いや、その報告会の中で言ってもらったらどうかということでしょう。

江藤委員 えっと、報告会の中ではあの言うていただくとまだ紛糾してしまうのでそこは収めていただいて、ただ今まで出た意見というのは、箇条書きに整理して可能であれば1回確認してもらった方がいいですけども、それを後日あの市長は、これでいきますという話をこの前してましたけれども、非常に大半は反対の意見がありましたという、それはぜひ聞いていただきたいので、後日箇条書きとかにして別紙にまとめますので、必ず目を通してそれも含めて最終的な判断をしてくださいと一言伝えるだけです。それをしっかり伝えるっていうところに一応疑われてはないと思いますけど、同席してもらって確認してもらおうということで、場を納めてもらうということです。

伊藤会長 それでよろしいですか。

地元 ひとつだけよろしいでしょうか。笠間委員にちょっと一言だけ言わせていただきたいんですが、現状維持ということはここから何も進みませんというふうに言われたんですが、違法性が解消できる、イコールそこから先に進むというふうに我々考えているんですよ。例えばこれが違法だからこの公園ちょっと待たたっていうふうにどんどんそれがストップしてた理由だったり、違法性が解消できないから工事が進められないとかっていうそういう理由だったと思うんですね。だから、あくまでもこの検討会で行われた違法性の解消についての提言がちゃんとなされて、そこから市長がちゃんと考えて、先に進むやっとな準備ができたんじゃないかというふうに思っています。決してここまでが、これからが停滞ではないと思います。

伊藤会長 それではですね、江藤委員からのご提案にあったように、提言書をこの後市長に手渡すわけですがそのときに今日の議論を記録なりにちゃんと残してそれも含めての提言書にすると、こういうことですよね。ご提案は。そういう形で、提言書は提言書とこの今の用意した提言書を市長に報告するというので、各委員よろしいでしょうか。

事務局 それでは、そういう形で提言書がいろいろありましたけれども、承認されたということで、したいと思います。では事務局にお返しいたします。

事務局 はい、長時間にわたりご議論いただきありがとうございます。さっきちょっと前にありましたようにこの後、すいません委員皆さんがいる中でですね市長への提言を、報告をさせていただく場を設けようと思いますので、休憩 10

分ぐらいでよろしいですかね。10分ほど、4時10分ぐらいからですね、このまま市長への提言の場を設けたいと思いますので、傍聴の方希望の方があればそのまま傍聴をしていただければと思います。先ほど言われた内容も含めて、提言を検討会の方からしていただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは4時10分から、8分ぐらい後ですけれども、こちらの方でその場を設けさせたいと思います。よろしくお願いいたします。